

◎佐賀県条例第7号

佐賀県ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例

佐賀県ふるさと寄附金基金条例（平成20年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる場合のほか、第1条の目的を達成するため</u>に必要な経費の財源に充てるとき。</p>	<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2に規定する</u> <u>寄附があった場合において、あらかじめ寄附者が指定した事業</u> <u>に必要な経費の財源に充てるとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか、第1条の目的を達成するため</u>に必要な経費の財源に充てるとき。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。